4．日露平和条約締結交渉をめぐる諸問題

概　要

4.1. 日露国境の変遷

1855～1875 年　択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島は日本領、サハリンの帰属は未決定。

1875～1905 年　千島列島は日本領、サハリンはロシア領。

1905～1945（1951）年　千島列島とサハリン南半部は日本領。

1951 年～　千島列島もサハリン南半部も日本領ではない。

4.2.「千島列島」の範囲についての政府の解釈

1950（1945）～1961 年　千島列島には択捉島と国後島が含まれるが、色丹島と歯舞群島は含まれない。

1961 年～　千島列島には、択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島は含まれない。

4.3. その他の関連文書

1941 年「大西洋憲章」：領土不拡大の原則。

1945 年「ヤルタ協定」：ソ連の対日参戦への見返りとしての、ソ連へのサハリンの返還・千島列島引き渡し。

1945 年「ポツダム宣言」：日本の主権は本州・北海道・九州・四国と連合国が決定する諸小島。

4.4. 日露平和条約締結交渉

1956 年「日ソ共同宣言」（鳩山・フルシチョフ）：平和条約締結後に色丹島・歯舞群島引き渡し

1973 年「日ソ共同声明」（田中・ブレジネフ）：未解決の問題を解決して平和条約

1991 年「日ソ共同声明」（海部・ゴルバチョフ）：歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属を考慮

1993 年「東京宣言」（細川・エリツィン）：歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属について交渉

1998 年「モスクワ宣言」（小渕・エリツィン）：創造的パートナーシップ

2000 年「日露共同声明」（森・プーチン）：共同経済活動に関する日露協力プログラム

2001 年「イルクーツク声明」（森・プーチン）：相互に受け入れ可能な解決

2003 年「日露共同声明」「行動計画」（小泉・プーチン）：歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属の問題を解決して平和条約

2013 年「日露共同声明」（安倍・プーチン）：戦略的パートナーシップ、平和条約がないのは異常な状態

4.5. 日本政府の主張の弱点

サンフランシスコ平和条約で千島列島を放棄している。

固有の領土論は国際的には支持されない。

4.6. ロシア政府の主張の弱点

千島列島・サハリン南半部がロシア領であるという国際法的文書がない。

過去の歴史を持ち出しても非難合戦に終始するだけ。

4.1. 日露国境の変遷

4.1.1.「日本國魯西亞國通好條約」[1]（1855 年 2 月 7 日調印）第 2 条

択捉島・国後島・色丹島・歯舞諸島は日本領、サハリンの帰属は未決定

> これからのち、境界は、イトルプ（イェドロプ）島とウロプ島との間を通ることとなろう。イトルプ全島は日本に属し、ウロプ全島は、残りの北のほうの千島列島とともに、ロシアの所有に属する。カラフト（サハリン）島について言えば、従来どおりロシアと日本との間に不分割のままにとどまる。

【解説】この「日本國魯西亞國通好條約」第 2 条により、初めて、日露間の国境が択捉島とウルップ島とのあいだに引かれた。なお、サハリン（樺太）の帰属は決められなかった。

ちなみに、当時の日本語訳文は、日本外務省が作成した資料集等に掲載されて一般に流布されているが、翻訳は不正確である。その不正確な日本語訳をもとに、現在、「日露和親条約締結当時、日露双方とも、ウルップ島を含めてその北方の島々を千島列島と理解していた」とする主張があり、この主張は、「国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した『千島列島』には含まれない」という現在の日本政府の主張につながる。しかし、オランダ語正文、ロシア語訳文等を見る限り、日露和親条約はウルップ島以北だけを千島列島と見なしているという結論を引き出すことはできない。

[1] 「日露和親条約」もしくは「日魯通好条約」、または調印された土地の地名にちなんで「下田条約」と呼ばれることがある。なお、正文はオランダ語である。オランダ語正文、ならびに当時のロシア語および日本語の訳文は、『締盟各国条約彙纂』第 1 編、外務省記録局、1889 年（国立国会図書館近代デジタルライブラリー http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）、586 頁を参照。当時の日本語訳文は不正確なため、ここに示した日本語訳文は、オランダ語正文から訳し直したものである。

4.1.2.「樺太千島交換條約」[2]（1875 年 5 月 7 日調印）第 2 款

千島列島は日本領、サハリンはロシア領

第 1 款に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、千島列島の自身が現在所有しているグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の 18 島が含まれる。その 18 島とは、すなわち、①シュムシュ、②アライド、③パラムシル、④マカンルシ、⑤オネコタン、⑥ハリムコタン、⑦エカルマ、⑧シャシコタン、⑨ムシル、⑩ライコケ、⑪マツア、⑫ラスツア、⑬スレドネヴァおよびウシシル、⑭ケトイ、⑮シムシル、⑯ブロトン、⑰チェルポイおよびブラット・チェルポエフ、⑱ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロパトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

【解説】現在、この「樺太・千島交換條約」第 2 款の当時の日本語訳「現今所領『クリル』群島即チ第一『シュムシュ』島・・・第十八「ウルップ」島共計十八島」を根拠に、「千島列島とは、シュムシュ島からウルップ島までの 18 島である」とする主張がある[3]。しかし、フランス語正文 le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement の直訳「千島列島の自身が現在所有しているグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「千島列島のグループ」が「『クリル』群島」と簡略化されていて、groupe（グループ）に対応する語を別途訳出していない。このため、当時の日本語訳では、クリル群島すなわち千島列島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読めることになるが、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文およびロシア語訳文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定していたため、1875 年の樺太千島交換條約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

4.1.3.「日露講和條約」[4]（1905 年 9 月 5 日調印）第 9 条（抜粋）

千島列島・サハリン南半部は日本領

露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ（後略）

【解説】日露戦争後の講和条約であるこの条約により、サハリン（樺太）島南半部北緯五十度以南が日本に譲与された。

4.1.4.「日本国との平和条約」[5]（1951 年 9 月 8 日調印）第 2 条(c)項

千島列島とサハリン南半部を放棄

日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

【解説】この条項は極めてシンプルに、日本による千島列島および樺太南半部の放棄を規定している。しかし、「千島列島」の範囲を明確に規定していないため、現在、「日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した『千島列島』には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています」[6]といった主張がなされている。また、本条項は、日本が放棄した千島列島および樺太の帰属先が明記されていない。ソ連は、サンフランシスコ講和会議に、中華人民共和国が招かれていないこと、およびこの条項に千島列島および樺太の帰属先がソ連であることが明記されていないことなどに不満を示し、本条約に調印しなかった。

4.2.「千島列島」の範囲についての政府の解釈

4.2.1. 1950 年 3 月 8 日衆議院外務委員会における「ヤルタ協定」にいう千島列島の範囲についての質疑（抜粋）[7]

「サンフランシスコ平和条約」で放棄した千島列島には択捉島と国後島が含まれる

---

[2] 正文はフランス語である。フランス語語正文、ならびに当時のロシア語および日本語の訳文は、前掲『締盟各国条約彙纂』第 1 編、647-648 頁を参照。当時の日本語訳文は不正確なため、ここに示した日本語訳文は、フランス語正文から訳し直したものである。

[3] 現在の日本政府の主張がそれであるが、その初期の例としては、1950 年 3 月 8 日衆議院外務委員会における千島列島の範囲についての質疑における浦口委員の見解がある。

[4] 一般に、調印された土地の地名にちなんで「ポーツマス条約」と呼ばれる。日本語正文は、『官報』1905 年 10 月 16 日（国立国会図書館近代デジタルライブラリー http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2950024?tocOpened=1〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）を参照。

[5] 一般に、調印された土地の地名にちなんで「サンフランシスコ講和条約」または「サンフランシスコ平和条約」と呼ばれる。日本語は内閣府ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou10.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

[6] 外務省『我らの北方領土』2015 年版、11 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035437.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

[7] 国会会議録より。

○浦口委員[8]　（前略）まず千島列島という呼称は、一体どういう島々を千島と言うのかということを、一応お聞きしたいと思うのであります。（後略）
○島津政府委員[9]　ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島[10]、北千島[11]を含めたものを言つておると考えるのです。ただ北海道と近接しておりますハボマイ、シコタンは島に含んでいないと考えます。
○浦口委員　そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して来るのでありますが、先ほど申し上げましたように、この第二條では、クリル全島、すなわちウルツプ島よりシユムシユ島に至る十八の島々、こういうふうに北千島というものに対してはつきり第二條で定義されておるのでありますが、その点はいかがですか。
○島津政府委員　北千島の定義がそのようになつておるものと考えます。（後略）
○西村（熊）政府委員[12]　（前略）ですから千島列島なるものが、その国境[13]以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思います。

【解説】野党の浦口委員は、この質疑において、1855 年の「日本國魯西亞國通好條約」および 1875 年の「樺太千島交換條約」の一般的に流布されている外務省訳に基づき、シュムシュ島からウルップ島までを千島列島であると主張した上で、政府に千島列島の範囲をたずねたが、政府委員の島津外務省政務局長および西村外務省条約局長は、シュムシュ島からウルップ島までの 18 島は北千島であり、それにエトロフ島とクナシリ島の南千島を加えたもの、すなわちシュムシュ島からクナシリ島までが、「ヤルタ協定」における千島列島の範囲であると答弁している。

4.2.2. 1951 年 10 月 19 日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（いわゆる「サンフランシスコ平和条約批准国会」）における「サンフランシスコ平和条約」第 2 条(c)項における千島列島の範囲についての質疑[14]（抜粋）

「サンフランシスコ平和条約」で放棄した千島列島には択捉島と国後島が含まれる

○高倉委員[15]　（前略）過般のサンフランシスコの講和條約の第二條の（C）項によりますると、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。（中略）條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思います。
○吉田国務大臣[16]　千島列島の件につきましては、外務省としては終戦以来研究いたして、日本の見解は米国政府に早くすでに申入れてあります。これは後に政府委員をしてお答えをいたさせますが、その範囲については多分米国政府としては日本政府の主張を入れて、いわゆる千島列島なるものの範囲もきめておろうと思います。しさいのことは政府委員から答弁いたさせます。
○西村（熊）政府委員　條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。（後略）
○高倉委員　このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話でありますが、これは明活八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、横太全島はロシヤ領土として、ラペルーズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツプ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチヤツカ地方、ラパツカ岬と占守島との聞なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた国際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの翻訳をどういうふうに考えておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います。
○西村（熊）政府委員　平和條約は一九五一年九月に調印いたされたものであります。従つてこの條約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この條約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております。

【解説】野党の高倉委員の質問に対して、政府委員の西村外務省條約局長は、一貫して、千島列島は北千島と南千島を含むと答弁している。また、1855 年の「日本國魯西亞國通好條約」および 1875 年の「樺太千島交換條約」など過去の条約を根拠にあげて、千島列島の範囲について議論しようとする高倉委員に対し、西村は、「サンフランシスコ平和条約」は 1951 年 9 月に調印されたものであるから、現在の立場で解釈すべきであると主張している。したがって、1952 年 7 月 31 日、1953 年 7 月 7 日、1953 年 11 月 7 日の衆議院「領土に関する決議」は、いずれも 1951 年 10 月 19 日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において明らかにされている政府の立場に基づき、領土返還要求の対象を歯舞諸島および色丹島とすることで一貫している。

[8] 浦口鉄男衆議院議員（立憲養正會）。
[9] 島津久永外務省政務局長。
[10] 当時は、一般に、1875 年の「樺太千島交換条約」で日本の領土となったシュムシュ島からウルップ島までを「北千島」と呼んでいた。
[11] 当時は、一般に、エトロフ島およびクナシリ島を「南千島」と呼んでいた。
[12] 西村熊雄外務省条約局長。
[13] 1855 年の「日本國魯西亞國通好條約」で定められたエトロフ島とウルップ島とのあいだの国境のこと。
[14] 国会会議録より。
[15] 高倉定助衆議院議員（農民新党）。
[16] 吉田茂内閣総理大臣。

4.2.3. 1961 年 10 月 3 日衆議院予算委員会における「北方領土問題」に関する質疑（抜粋）[17]

「サンフランシスコ平和条約」で放棄した千島列島には択捉島と国後島は含まれない：池田内閣における千島列島の範囲についての政府の解釈変更

○野田（卯）委員[18]　（前略）私どもは南千島は日本固有の領土であることを主張して参りました（中略）。従いまして、このフルシチョフ首相の言葉[19]はまことに大いなる暴言であると言わざるを得ないと存ずるのでございます。この回答に対しまして、総理大臣の御見解を承りたい。なおこの返書に関して今後何らかの措置をとられんとするか、あわせてお尋ねをする次第であります。

○池田国務大臣　北方領土の問題に対しまして、フルシチョフ氏がああいう回答をしてきたことは、事実を無視した暴論である、私は絶対にこれに承服するわけには参りません。お話しの通り、幕府時代の日露条約にいたしましても、また明治八年の南樺太、千島の交換の場合におきましても、千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます。クーリル・アイランズとは、得撫島以北十八島になっておるわけでございます。だからそれに含まない択捉、国後、歯舞、色丹は、当然これは日本固有の領土であります。（後略）

○河野（密）委員[20]　（前略）南千島を日本の領土なりと主張する理由はどこにあるのであるか（後略）。

○池田国務大臣　（前略）日露の関係におきまして一八五五年、領土に関する条約が結ばれたのであります。その当時も、われわれは択捉、国後は日本の固有領土であるということを確認いたしております。次に明治八年、一八七五年におきましては、日露の間に南樺太と千島の交換がございました。そのときに千島、クーリル島というものは、初めて国際的に得撫島以北十八島ということに相なっておるのであります。（中略）

　その次に、国際的にこの千島に対しましての帰属の問題が出たのは、一九四一年、大西洋条約でございます。その後において、カイロ宣言におきましては領土不拡張――大西洋条約でも領土不拡張、カイロ宣言でも領土不拡張ということを確認されたのであります。そうしてわれわれは、カイロ宣言に基づくポツダム宣言を無条件に受諾いたしたのでございますから、領土不拡大の原則によって、古来からの日本の領土であった択捉、国後というのは、日本から離れるべきものではないという確信を持っております。（中略）ヤルタ協定におきましては、三者の間において樺太、千島はソ連に渡すという密約ができたらしい。われわれは関知いたしません（中略）われわれは御承知の通りに樺太、千島に対しまする権利、権原及びあらゆる請求権を放棄すると言っておるのであります。だれに放棄するのか、平和条約に調印した相手国に放棄するのであります。（中略）これは、日本国が権利、権原、あらゆる請求権を一方的に放棄するというだけであります。ソ連は何の理由があって今までこれを占領しているのでしょう。私は、その平和条約に調印しないソ連が、もう国際的にきまりきった問題だと言うことはフルシチョフの独断だと考えます。（後略）

○河野（密）委員　省略

○池田国務大臣　省略

○河野（密）委員　（前略）固有の領土ということを、どういうとこから平和条約あるいはカイロ宣言、ポツダム宣言――固有の領土ということがどっかに使ってありましょうか。

○池田国務大臣　領土不拡大という原則が打ち立てられております。従って領土不拡大ということの前提には、固有の領土ということがあるわけでございます。

【解説】いわゆるサンフランシスコ平和条約批准国会における 1951 年 10 月 19 日の政府答弁は、10 年後の 1961 年 10 月 3 日の衆議院予算委員会における池田勇人内閣総理大臣による答弁により完全に否定された。池田は、10 年前には政府によって退けられた野党の主張であった、1875 年の「樺太千島交換條約」で列挙されている 18 島こそ千島列島であるという見解を、こんどは内閣総理大臣として主張し、政府の立場を 10 年前の立場から 180 度転換させた。また、この池田の答弁では、「領土不拡大」の原則と結びつけて、「固有の領土」論も展開されている。この 1961 年 10 月 3 日の池田の答弁は、3 日後の 10 月 6 日、正式に、政府見解となり、今日に至っている。

4.3. その他の関連文書

4.3.1.「英米共同宣言」（大西洋憲章）[21]（1941 年 8 月 14 日調印）（抜粋）

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

---

[17] 国会会議録より。

[18] 野田卯一衆議院議員（自由民主党）。

[19] 1961 年 9 月 25 日付フルシチョフ・ソ連首相の池田総理宛書簡のこと。なお、この 9 月 25 日付書簡を含め、1961 年 8 月 12 日から 12 月 8 日にかけて、フルシチョフ・ソ連首相と池田総理とのあいだで、あわせて 9 回にわたる、日米安保条約、領土問題、核実験等に関する書簡が交わされている（外務省『日本外交主要文書・年表』第 2 巻、原書房、1984 年、359-379 頁）。

[20] 河野密衆議院議員（日本社会党）。

[21] 正文は英語。英語正文は、イェール・ロースクール（Yale Law School）のホームページ（http://avalon.law.yale.edu/20th_century/decade03.asp〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）を参照。ここに示した日本語訳文は、内閣府ホームページから（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou04.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。
二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

【解説】1941 年 8 月 14 日に米英が調印し、9 月 24 日にソ連政府が参加を宣言した「大西洋憲章」は、いわゆる「領土不拡大」の原則を定めている。この宣言は、のちに国際連合の公式文書となる「連合国共同宣言」[22]にも言及されている。

4.3.2.「ヤルタ協定」[23]（1945 年 2 月 11 日調印）（抜粋）

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びグレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後２箇月又は３箇月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した。
２ 1904 年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。
(a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること。
３ 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

【解説】第二次世界大戦後の戦後処理を決めた米英ソによる「ヤルタ会談」において合意された「ヤルタ協定」により、ソ連の対日参戦、ポーツマス条約により日本がロシア帝国から譲与されたサハリン（樺太）島南半部北緯五十度以南のソ連への返還、千島列島のソ連への引き渡しが決められた。独ソ戦において第二次世界大戦参加国最大の 2000 万人以上という犠牲者を出したソ連は対日参戦に消極的であったが、ソ連の対日参戦を強く求める米国は、「大西洋憲章」に違反していることを知りつつ、千島列島のソ連への譲与を条件にソ連の対日参戦を引き出した。したがって、サハリン（樺太）島南半部については、「返還されること（shall be returned）」とされているのに対し、千島列島については「引き渡されること（shall be handed over）」となっている。

4.3.3.「ポツダム宣言」（米、英、支三国宣言）[24]（1945 年 7 月 26 日）（抜粋）

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

【解説】「ポツダム宣言」により、日本の主権の及ぶ範囲は、本州、北海道、九州、四国のほかは、連合国が決定する諸小島とされた。

4.4. 日露平和条約締結交渉

4.4.1.「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」[25]（1956 年 10 月 19 日調印）（抜粋）

9　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。
　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

【解説】1954 年 12 月 10 日に発足した鳩山政権が発足すると、鳩山一郎総理は、1955 年の年頭記者会見でさっそく日ソ平和条約締結に取り組む意欲を示した。1 月 26 日、ダレス米国務長官が、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝えてきたこともあり、鳩山は、歯舞群島と色丹島の返還を目標として平和条約締結交渉に入った。1955 年 8 月 4 日、フルシチョフ・ソ連共産党第一書記が歯舞群島と色丹島の引き渡しを条件に平和条約締結を提案し、鳩山はそれを受け入れようとするが、日ソ接近を警戒する米国国務省の意向を受け、政府・外務省内で 4 島返還論が浮上し、交渉は 9 月にいったん中断した。翌 1956 年 7 月 31 日に交渉が再開されたが、政府・外務省内で意見がまとまらず、8 月 19 日、重光は、ダレスとの会談で歯舞群島と色丹島の引き渡しでの妥結を主張するが、ダレスは歯舞群島と色丹島の引き渡しで妥結すれば沖縄返還はないと述べ（「ダレスの恫喝」）、鳩山は平和条約なしの国交正常化へと方針を転換し、10 月 19 日に日ソ共同宣言が調印された。

4.4.2.「日ソ共同声明」[26]（1973 年 10 月 10 日）（抜粋）

---

[22] 正文は英語。英語正文は、http://avalon.law.yale.edu/20th_century/decade03.asp を参照。ここに示した日本語訳文は、内閣府ホームページから（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou05.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

[23] 正確には、「日本に関する協定（Agreement regarding Japan）」である。正文は英語およびロシア語。英語正文は、*A decade of American foreign policy; basic documents, 1941-49, prepared at the request of the Senate Committee on Foreign Relations by the staff of the committee and the Dept. of State*. Washington, U.S. Govt. Print. Off., 1950, pp. 33-34（https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015019162257;view=1up;seq=55〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）を参照。ここに示した日本語訳文は、内閣府ホームページから（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou07.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

[24] 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊。日本語訳文は、内閣府ホームページから（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou08.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

[25] 外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/hoppo6_2010_02.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。

1. 双方は、第 2 次大戦の時からの未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は 1974 年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

【解説】1973 年 10 月 7 日から 10 日までの日程で田中総理・大平外相が訪ソし、ブレジネフ・ソ連共産党書記長、コスイギン・ソ連大臣会議議長、グロムイコ・ソ連外相らと会談した。上記の「未解決の問題」に領土問題が含まれるかどうかは未確認のままであったが、ともかくもソ連が日ソ間に「未解決の問題」があることを認め、平和条約締結交渉の継続を約束したことは、当時としては大きな成果であった。しかし、田中総理の失脚等のため、その後、平和条約締結交渉はほとんど進展することはなかった。

4.4.3.「日ソ共同声明」[27]（1991 年 4 月 18 日発表）（抜粋）

4. 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とる旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した 1956 年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意志を表明した。

【解説】海部総理とゴルバチョフ・ソ連大統領との首脳会談後に発表されたこの「日ソ共同声明」で、初めて「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属」という文言が言及され、「領土画定の問題を含む・・・平和条約の作成と締結に関する諸問題」が話し合われたことが確認されたことは、大きな意義があった。また、北方 4 島への、いわゆる「ビザ無し渡航」、相互訪問が開始される契機となったことも、重要である。

4.4.4.「日露関係に関する東京宣言」[28]（1993 年 10 月 13 日発表）（抜粋）

2. 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして千九百九十二年九月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

【解説】1991 年の「日ソ共同声明」では、「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ」領土画定の問題を含む日ソ間の平和条約の作成と締結に関する諸問題が話し合われたとの文言であったが、細川護熙総理とエリツィン大統領との会談後に発表された「東京宣言」では、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った」と、初めて 4 島の帰属の問題が話し合われたことが確認された。

4.4.5.「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」[29]（1998 年 11 月 13 日発表）（抜粋）

2　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年 4 月の川奈における首脳会談において日本側から提示された択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤル

[26] 同上。
[27] 同上。
[28] 外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/2001.pdf〔2016 年 10 月 26 日アクセス〕）。
[29] Ibid.

スク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・実際的側面を検討するよう指示する。

3　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

【解説】小渕恵三総理とエリツィン大統領との会談後に発表された「モスクワ宣言」は、タイトルにもあるとおり「創造的パートナーシップの構築」をうたっている。また、「既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置する」こと、とりわけ「共同経済活動に関する委員会を設置する」ことが確認されたことは重要である。北方4島における共同経済活動については日露間で温度差があると思われるが、日本政府は、すでに1998年の「モスクワ宣言」で、共同経済活動に関する委員会を設置することに合意していることは想起されなければならないであろう。

4.4.6.「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」[30]（2000年9月5日発表）（抜粋）

2. 双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意されて以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。

- 外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
- 国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
- 共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「諸島」という）における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
- 海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
- 諸島への最大限に簡易化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
- 1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
- 1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含められている。

4. 双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

【解説】森喜朗総理とプーチン大統領との会談後に発表された本声明において、①外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置されたこと、②国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されていること、③共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業していること、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「諸島」という）における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名されたこと、が確認されている。また、この「声明」以降、再三、「東京宣言」、「モスクワ宣言」等が言及され、「『択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより』平和条約を策定する」との文言が繰り返されることになる。

4.4.7.「平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明」[31]（2001年3月25日発表）（抜粋）

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力

[30] Ibid.
[31] http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/korea_00/russia01/seimei.html

を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的発展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

- 平和条約締結に関する更なる交渉を、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973 年の日ソ共同声明、1991 年の日ソ共同声明、1993 年の日露関係に関する東京宣言、1998 年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。
- 1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。
- その上で、1993 年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。
- 相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活発化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性をあり得べき最も早い時点で決定することで合意した。
- 平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。
- 2001 年 1 月 16 日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

【解説】森総理とプーチン大統領との会談後に発表された、この「イルクーツク声明」では、1956 年の「日ソ共同宣言」が平和条約締結交渉の出発点となることが確認され、そのほか、1973 年の「日ソ共同声明」、1991 年の「日ソ共同声明」、1993 年の「東京宣言」、1998 年の「モスクワ宣言」、2000 年の「共同声明」が言及されている。また、初めて「相互に受け入れ可能な解決」との文言が登場していることも重要である。

4.4.8.「日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明」[32]と「日露行動計画」[33]（2003 年 1 月 10 日発表）（抜粋）

「共同声明」

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993 年の日露関係に関する東京宣言、1998 年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び 2001 年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認し、

附属する日露行動計画を採択するとともに、本行動計画を着実に実現していくために共同作業を行うとの両国の意思を表明した。

「日露行動計画」

1．政治対話の深化：「重層的かつ全面的な対話の推進」

平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

2．平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993 年の日露関係に関する東京宣言、2001 年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気を維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配

[32] http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kyodo_0301.html
[33] http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html

布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべく努力する。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語の習得といった活動に特別の注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

【解説】小泉純一郎総理とプーチン大統領との会談後に発表されたこの「共同声明」は、これまで同様、1956 年の「日ソ共同宣言」、1993 年の「東京宣言」、1998 年の「モスクワ宣言」、2000 年の「共同声明」、2001 年の「イルクーツク声明」などが言及され、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結」することを確認している。「行動計画」の内容は非常に多岐にわたるが、平和条約締結交渉に関しては、とくに、「平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要がある」ことが指摘されたことが目新しい。そのほか、「相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する」こと、「共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する」ことなどが確認されていることも重要であろう。

4.4.9.「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」[34]（2013 年 4 月 29 日発表）（抜粋）

3. 両首脳は、近年強まった両国間の肯定的な雰囲気に基づく友好関係の強化は、日本国及びロシア連邦の国益にかなっており、双方が目指す戦略的パートナーシップ構築のための良い前提条件を作り出しているとの認識で一致した。

7. 両首脳は、第二次世界大戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び 21 世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003 年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方に受入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。

8. 両首脳は、平和条約締結交渉を、2003 年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。

9. 両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

10. 両首脳は、現代の世界においては多くの要素が日露両国を結びつけているとの確信を表明し、友好的で建設的な雰囲気の下、相互信頼の強化、全ての方向性における着実で互恵的な協力の拡大、互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めることが重要であるとの認識を共有した。

11. 両首脳は、世界におけるアジア太平洋地域の役割の増大と、国際的安全保障分野における大きな変化の中で、両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、閣僚級の外務・防衛当局間協議（「2+2」）を立ち上げることで合意した。

【解説】安倍晋三総理は、2013 年 4 月 28 日から 30 日までモスクワを訪問し、プーチン大統領との会談後、この「共同声明」を発表した。この「共同声明」でまず注目すべきは、「第二次世界大戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であること」が確認されたことである。そして、「平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる」こと、「互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めること」が確認されていることも重要である。平和条約締結交渉の問題とは別に、この「共同声明」が「戦略的パートナーシップ構築」に言及したことは、極めて重要である。それはつまり、日露間で、これまでの「創造的パートナーシップ」よりも高いレベルの「戦略的パートナーシップ」関係の構築を目指すことを意味しているからである。そして、そのことは、日露間で初めて日露外務・防衛閣僚協議、いわゆる「2+2」の立ち上げが合意され、実際、2013 年 11 月 2 日に日露外務・防衛閣僚協議が実施されたことで立証されたと言えるであろう。

4.5. 日本政府の主張の弱点

4.5.1. 日本政府は、1951 年に調印したサンフランシスコ平和条約で、択捉島および国後島を含む千島列島（クリル・アイランズ）を放棄しており、国会もそれを批准している。

ただし、日本政府は、千島列島の範囲について、サンフランシスコ平和条約調印時の、択捉島および国後島は千島列島に含まれるとする解釈、すなわち択捉島および国後島を含めて千島列島を放棄したという解釈を、1961 年に変更し、現在は、択捉島および国後島は、サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれないという立場をとっている。したがって、この 1961 年以降の日本政府の解釈の変更は合理的であるか、ということが問われる。

[34] http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000004183.pdf

なお、「サンフランシスコ平和条約」批准国会でも、日本政府は、色丹島と歯舞諸島は千島列島には含まれないとし、その考え方に基づいて、1955 年に平和条約締結交渉をおこなっているが、色丹島と歯舞諸島は千島列島ではない、という考え方は必ずしも自明ではない。

4.5.2. 日本政府は、「北方領土」が外国の領土に一度もなったことがない日本の「固有の領土」であるという理由により、日本の領土であると主張している。

ヨーロッパでは、諸国家の領土は歴史的に変遷しており、外国の領土に一度もなったことがない領土であっても、戦争・条約の締結その他の理由により、外国の領土になることはあり得ると理解されていると考えられる。例えば、日本と同じく第 2 次世界大戦における敗戦国であったドイツは、遅くとも 1618 年以降、一貫してドイツ（プロイセン）領であったケーニヒスベルク（東プロイセン、現ロシア領カリーニングラート）を含む東方の領土を、第 2 次世界大戦の敗北の結果、失うことになったが、政府と多くの国民はそれを受け入れている。それに対して、日本政府は、ドイツと同様に周辺諸国を侵略することによって第 2 次世界大戦を引き起こした戦争責任のある国家の政府でありながら、いったんは受け入れた択捉島および国後島を含む千島列島の放棄を、1961 年以降、認めないという立場をとっている。したがって、外国の領土に一度もなったことがない領土は、どんなことがあっても日本の領土であるという主張は合理的であるか、ということが問われる。

この、外国の領土に一度もなったことがない領土であるから日本の領土である、という主張は、米英ソが調印した 1941 年の大西洋憲章における戦勝国による領土不拡大の原則からすれば、合理的であるように思えるが、実際には、ドイツの事例でも明らかなように、連合国によって実行されなかった。また、大西洋憲章における領土不拡大の原則に則れば、日本政府は、少なくとも千島列島はすべて日本の領土であると主張できるのであるが、第 2 次世界大戦後、日本政府は一度もそのような主張をしたことはない。

4.6. ロシア政府の主張の弱点

4.6.1. ロシアは、日本が「サンフランシスコ平和条約」で千島列島とサハリン南半部を放棄している以上、日本に千島列島の一部であることが明白な択捉島と国後島に対する請求権はなく、そのことは、ソ連が「サンフランシスコ平和条約」に調印していないこととは関係がないと、主張している。また、ロシアは、色丹島と歯舞群島も千島列島と考えるのが合理的であり、同様に日本の請求権はないはずであるが、それにもかかわらず 1956 年の平和条約締結交渉において、ソ連が色丹島と歯舞群島の引き渡しを認めたのは、日本国民の熱望に配慮したソ連側の善意である、と主張している。

ロシアのこの主張に一定の合理性があるとしても、千島列島とサハリンがロシアに帰属することを明記した日露間の条約がない限り、千島列島とサハリンは「国際法上」はロシア領ではないという状態は継続する。ただし、「事実上」の領有がすでに 70 年以上続いていて、それが長く続けば続くほど、ロシアの「事実上」の領有権は強化される。

そもそも、領土不拡大の原則に照らせば、「サンフランシスコ平和条約」における千島列島の放棄条項それ自体、国際法上の合理性がなく、したがって少なくとも「千島列島」はすべて日本の領土であるとの主張に合理性があることになる。ただし、そうした主張は、日本の独立と国際社会への復帰をもたらした「サンフランシスコ平和条約」を否定することになり、それに調印したすべての国、とりわけ条約の案文を作成した米国を批判することになる。

6.2. 日本は第 2 次世界大戦を引き起こした加害国であり、ロシアは 2000 万人という第 2 次世界大戦で最大の犠牲者を出した被害国であり、その加害国である日本が、あたかも被害国のような顔をして、最大の被害を被ったロシアを「不法占拠」だとか、「火事場泥棒」だとか言って非難するのは厚顔無恥も甚だしく、日本は加害国であったことを反省して、第 2 次世界大戦後の現実を受け入れるべきだと、ロシアは主張している。

ロシアのこの主張にも一定の合理性はあるが、ロシアによる千島列島の領有は「領土不拡大の原則」に違反していること、戦時国際法に反する捕虜の酷使（シベリア抑留）、日ソ中立条約の一方的破棄など、ソ連側にも批判されるべき点は少なくない。ただし、ソ連にとって千島列島の領有の根拠となっている「ヤルタ協定」が米英も「領土不拡大の原則」に反していると認識した上でソ連の対日参戦を引き出すためのカードであったことは明かで、「領土不拡大の原則」に対する批判はソ連だけに向けられるものではない。また、非人道的な核兵器を使用した米国も強く非難されてしかるべきといった意見もあり、結局、過去の出来事に対してあれこれ言っても生産的ではないという結論に落ち着くことになる。

さまざまな北方領土・国境画定案

北方領土これが解決策(133頁より)

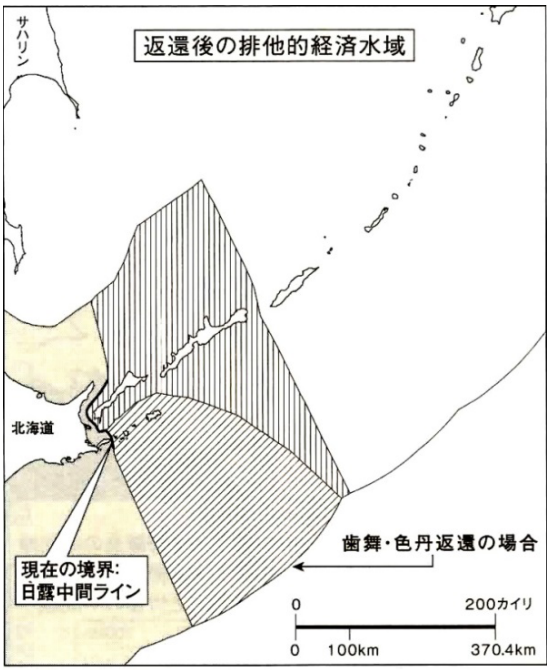

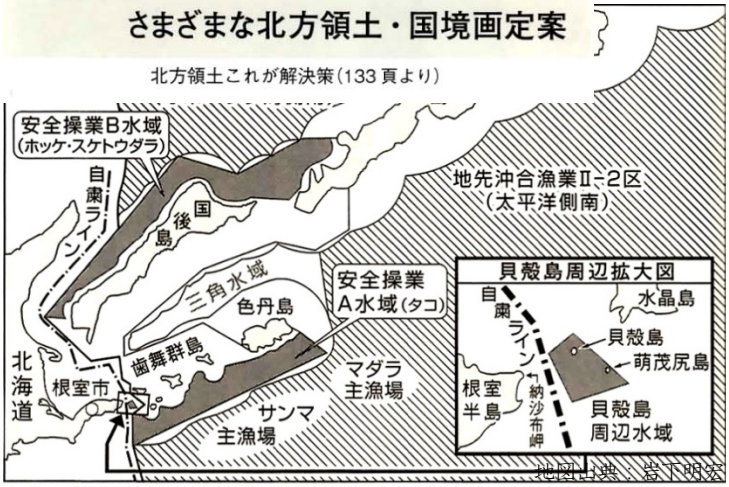

安全操業図　　(原図作成：根室市)

地図出典：岩下明宏『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』(朝日新書、2013)